

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
雇用対策 ・労働室	公益社団法人岩手県シルバー人材センター連 合会運営費補助、求人情報発信支援事業費補 助、 <u>緊急雇用創出事業費補助（その区域が2 以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事 務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）</u> 、事業復興型雇用創出事業費補助、 <u>プロフェ ッショナル人材還流促進事業費補助、認定職 業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする 団体に係る補助金に限る。）</u> 及び岩手県職業 能力開発協会補助	雇用対策 ・労働室	公益社団法人岩手県シルバー人材センター連 合会運営費補助、求人情報発信支援事業費補 助、 <u>U・Iターン中核人材就業支援事業費補 助、事業復興型雇用創出事業費補助、事業復 興型雇用確保事業費補助、認定職業訓練運営 費補助（全県域を活動区域とする団体に係る 補助金に限る。）</u> 及び岩手県職業能力開発協 会補助
ものづく り自動車 産業振興 室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事 業費補助、高付加価値型ものづくり技術振興 事業費補助、地域産業重点強化加速支援事業 費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助 、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、 ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、 半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、 医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療 機器等製品開発支援事業費補助、ものづくり 革新推進事業費補助、産業競争力強化支援拠 点整備費補助、工業団地整備事業費補助、企 業立地促進奨励事業費補助及び特定区域産業 活性化奨励事業費補助	ものづく り自動車 産業振興 室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事 業費補助、高付加価値型ものづくり技術振興 事業費補助、地域産業重点強化加速支援事業 費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助 、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、 ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、 半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、 医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療 機器等製品開発支援事業費補助、ものづくり 革新推進事業費補助、産業競争力強化支援拠 点整備費補助、工業団地整備事業費補助、企 業立地促進奨励事業費補助、 <u>県北広域産業力 強化促進事業費補助</u> 及び特定区域産業活性化 奨励事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			